

市議会だより No. 42

ふっさ

◇ 昭和54年10月20日発行

◇ 福生市議会事務局

◇ ☎ 0425-51-1511 (代)



子どもたちの幸せを考える年

子どもたちは 民族の宝、世界の宝

この子どもたちが 世界の平和をつくる

第三回定例会は九月十日に招集され、二十日までの会期十一日間をもって行われました。

決まった主なものには羽村町との境界変更、条例の改正、一般会計補正予算や請願などがあります。

【第一日目—十日】

建てかえの計画のある市営住宅問題や最近とくにクローズアップされている災害対策など十九項目三十六点について六人の議員が一般質問にたち、市長の考え方を聞きました。

【第二日目—十一日】

前日の残りの一般質問が行われた後、市長提案の議案の審議に入

り、一般会計補正予算（第二号）と教育委員の任命、羽村町との境界変更を可決しました。他の五つの議案と請願四件を関係の委員会に付託し、休会しました。



【第三日目—二十日】

休会中に開かれた各委員会での審査結果が委員長から報告され、一般会計補正予算（第三号）など五つの議案と請願二件、この日追加提出された排水路の工事請負契約（一億四千二百万円）が可決されました。最後に戦後強制抑留者の補償実現に関する意見書を内閣総理大臣をはじめ、関係の各大臣に提出することを決め十一日間の会議を閉じました。

一般会計補正第三号可決

約一億五千万円

厚生委員会

国民健康保険条例の一部を改正する条例

す。それぞれの委員会の取り扱うところは、総務委員会は財政や教育、その他一般。建設委員会は、道路や下水道など建設関係と商工業など経済を対象とし、厚生委員会は戸籍や衛生、福祉関係を対象とします。今回も九つの議案のうち六つの議案を関係委員会に付託し、審査を行いました。厚生委員会では、国民健康保険条例の改正や一般会計の中で災害対策などについて審査されましたので、その内容の一部をお知らせします。

保険料算定基準のうち低所得者に対する保険料の減額（四〇％減額と六〇％減額の二つがある）のうち、四〇％減額対象世帯の算定基準額を現行の十六万円から十六万五千円に改定するもの。対象世帯は二百四十世帯で、これによる保険料減収は約

第3回定例会を

傍聴された方々

(敬称略)

- 子子 弘清 尾藤 長遠 伊武 作市 倉上 一尾
- ネ江 カル ハル 上崎 井矢 幸花 谷池

審議日程

- 9月
 - 10日 本会議
 - 11日 本会議
 - 12日 厚生委員会
 - 13日 建設委員会
 - 18日 議会運営委員会
 - 20日 本会議

議会日誌

- 7月
 - 3日 議会運営委員会
 - 10日 第三回臨時会(第一日目)
 - 11日 建設委員会
 - 12日 厚生委員会
 - 13日 総務委員会
 - 16日 東京都市収益事業組合議会
 - 17日 横田基地対策特別委員会
 - 18日 議会運営委員会、市議会だより編集会議
 - 20日 第三回臨時会(第二日目)、全員協議会
 - 23日 三多摩上下水正副会



ぐらっときたら 震災対策は万全か

＝厚生委員会で質疑＝

九十七万円と見込まれるが、全額国庫補助となる。

国民健康保険

特別会計補正予算

(第二号)

福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例に関連するもので、歳入では条例改正の結果九十七万円の減収となるほか、保険料算定基準のうち低所得者に対する保険料の六〇％減額の対象世帯が、九百五十世帯となつたための減収がある。

歳出のうち諸支出金では、前年度国都支出金精算のための還付金が主なものである。

一般会計

補正予算(第三号)

(厚生委員会所管分)

歳出では民生費のうち社会福祉費、生活保護費ともに五十三年度実績による国及び都への返還分である。

衛生費では、多摩川流域十七区市町が統一して行う多摩川美化運動への参加費用が計上され、消防費では今年度築造予定の防火貯水槽の工法を変更したための費用がある。

問 都市下水道からの汚水による汚染防止策はどうなっているのか。

答 公共下水道の羽村幹線へ流入させる以外にはないので早期着工に向けて運動中である。

問 ろ水器によつてろ過された水は衛生上安全か。

答 市独自では検査はしていないが、日本工業規格に基づく性能をもっている器具なので信頼している。

問 防火貯水槽は、耐震性のものを造るのか。

答 各公園の中の貯水槽は耐震性のものになっている。普通のものより三倍くらい工費がかかるが、耐震性のものにするよう検討していきたい。



厚生委員会では、この三つの市長提案の議案を審査したほか請願一件を審査しました。

この請願は戦後ソ連に抑留された将兵やその遺族に対し、その労役を国が公平に評価し、それに対し補償をすることを求める請願です。

委員会では、請願の紹介議員から請願の趣旨説明をうけ、質疑に入りしました。

委員からは、この問題を未解決のまま放置していたことは、政府の怠慢であり、何らかの補償を行うよう国に対し、意見書を提出すべきであるという意見が出されました。

その結果、この請願を採択し議会としても意見書を国に提出し、これをバックアップすることになりました。(意見書は十一ページ掲載)

日	内容
24日	長・委員長会議
24日	西多摩衛生組合議会視察(25日まで)
26日	全国基地協議会正副会長・監事・相談役会議
8月	
2日	東京都市議会議長会(3日まで)
9日	三多摩上下水第三委員会正副委員長会議
20日	三多摩上下水第三委員会
23日	青梅・羽村・福生地区都市下水道組合議会視察(24日まで)
24日	三多摩上下水第一委員会
29日	三多摩上下水第二委員会
31日	三多摩上下水第三委員会陳情、西多摩衛生組合議会
9月	
5日	厚生委員会行政視察(6日まで)
10日	第三回定例会(第一日目)
11日	第三回定例会(第二日目)、全員協議会
12日	厚生委員会、総務委員会
13日	建設委員会
18日	議会運営委員会
20日	第三回定例会(第三日目)、全員協議会



一般質問

第3回定例会では
6人の議員が一般
質問を行いました



災害のとき
この水はどうなる

町会等の協力を得て

災害時の井戸水確保

質問 福生市地域防災計画書の五十四年度の修正版を読んだ。そこで次の三点について聞きたい。

①非常用食糧は一万食の乾パンを農協倉庫に備蓄してあるが何年保存可能か。備蓄かえの計画は。

②防災機関協力計画では、応急措置等の連絡要請は市から都へ更に都から横田基地へとなっているが、これでは余りにも時間がかかり、緊急の対応には間に合わない。市から直接基地へできないのか、なぜこのように定められたのか。

③災害時における水道の使用不能は、近くは仙台市のり災状況をみても明らかである。これは防災対策では最も大事なことである。しばしばマスクミ等報道されている大地震のときの飲料水の問題は真剣に検討され、国でも対策を急いでいるようだ。このようなときに頼りになるのは井戸水である。町田市のように災害用に井戸を掘っているところもある。家庭も自治体もともに自衛のための飲料水確保こそ緊急課題ではないかと思う。この井戸水を市ではどのように考えているのか。

市民部長 ①乾パン一万食を備蓄しているが、三年間を期限に毎年三千食を新しいものとかえ、防災訓練のとき一般市民に試食させている。

②昭和四十九年の日米連絡協

議会においての了解事項で、東京都は市からの情報を取りまとめ基地に連絡することになっている。しかし、局地的な市の緊急災害の場合は消防署を通じて横田基地へ連絡することになっており、いち早い出動は可能である。

③熊川の富士見公園付近の清水を利用して災害用の飲料水を確保している。また井戸は大事であり町会等の協力を得て指定していきたい。

緊急広報無線の放送

停電でも四時間でできる

質問 市で行っている夜間の広報無線による放送は毎日同じ内容、時間で火災防止、戸締りについて放送しているが、非常に放送内容が画一的である。これでは広報無線に対する信頼がうすれるのではないか。緊急時

人 事

7月の第3回臨時会と今回の 定例会で、次のような委員や 候補者が決まりました

(敬称略)

◇教育委員

教育委員会は、教育、文化等に関し見識を有する5人の委員で組織され、任期は4年です。9月11日の本会議で次の方の再任（2期目）に同意することが決まりました。
野島茂雄（福生市熊川 671番地）

◇人権擁護委員候補者

人権擁護委員は、国民の基本的な人権の保障を目的とし、市町村長が議会の意見を聞いて候補者を推せんし、法務大臣の委嘱を受けて置かれています。候補者は次の方々です。
榎本令秀（福生市福生 507番地）
宇佐美良時（福生市熊川 697番地）

◇固定資産評価審査委員

固定資産評価審査委員会は3人の委員で構成され、固定資産評価台帳に関する不服を審査決定するためのもので、次の方々が選ばれました。
森田秀雄（福生市熊川 751番地）
杉本皆雄（福生市福生1,101番地）

あるいは災害時の広報無線の重要性は非常に強いものであると同時に、市民の信頼度も高いものでなくてはならない。次のことを聞きたい。放送を実施してからの火災、犯罪の発生率、予知情報等広報無線はどのような機能をするか具体的に聞きたい。

市民部長 火災の発生件数は昭和四十七年の放送前は一年に発生率〇・四が、昭和五十二年は〇・二六である。人口増の割に件数がふえないのは効果があったものと思う。確かにマンネリの点があり、内容も市の広報活動とか適時変えていきたい。現在の市の広報無線は、停電があっても約四時間利用でき

る。市内にも近く都の震災対策用の無線が設置される。これによりいち早く市の受信施設から広報無線で放送する。現在の定時放送は午後九時十分のみで、これ以外の時間の放送は火災とか緊急性の高いものである。かえってこの方が緊急の場合の伝達に効果があると思う。



二億円近い超過負担

解消のため国へ申入れ

質問 地方財政危機の解決は

財政の抜本的な改革、地方税源の充実、超過負担の完全な解消等現在叫ばれている折、市長は五十四年度の市政方針で財政基盤の確立のため国に対し財源の増額要望に最大限努力し、福祉の向上を全力で推進するといっているが、すでに六箇月が経過したこの間各省庁に対しどのように要望したのか。

また財政逼迫の折、庁舎内での元費の節減をどのように行っているのか。今後、部課あるいは係の統廃合によって減員可能な事務の合理化など考えているのか具体的に聞きたい。

市長 地方財政の悪化は当然予想され、市政もその想定のもとにすすめてきた。そのため最

低限の施設や設備等は早目に取り組んできた。ご指摘の財源確保も国へ鋭意働きかけた。まだ決定したわけではないがその成果はあると思う。

企画財政部長 交付税率の引上げ、超過負担の解消等は、全国地方自治体の問題として関係団体が組織を通じて国に対し強力に運動を展開している。全国市長会でも、交付税率の引き上げ（三二％を四〇％に）を大蔵省へ折衝中である。

超過負担も、当市では概算で二億円近く課せられている。超過負担の問題も全国市長会で自治省に申し入れ、自治省から各関係省庁に出した通知の中に、超過負担の解消に努力されたい

土地を安く売り高く買う

土地開発公社予算

質問 五十四年度の予算にある土地売却収入は二億二千九百三十六万一千円、これは公共事業用地の代替地分二千四百四十六平方メートルで、一平方メートル当りに換算すると六万円となる。仮称八小用地一万三千六百三十九平方メートルの土地取得費は九億五千五百四十四万二千円である。これは一平方メートル

当り七万円である。すなわち一万円高い。この根拠は、また公共事業用地の代替地は市のどの辺なのか。

管財課長

売買の差が一平方メートル当り一万円となるが、仮称八小用地は土地取得費と補償費が計上されており、補償費一億三千四百五十四万九千円用地だけを考えると八億二千五百九十九万三千円である。これを一平方メートル単価に出すと約六万円である。代替地は多摩河原区西整理地区と武蔵野台周辺に数箇所ある。



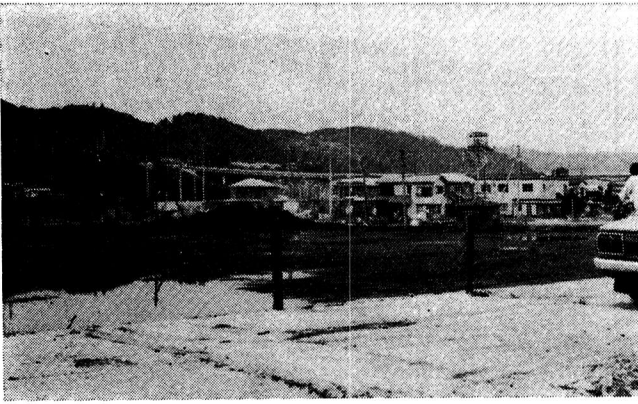
アサノポールの未払金

当初予算で今後注意を

質問 土地開発公社の五十三年度決算では土地取得費の支出額が八億三千二百九十九万四千五百二十四円となっている。これに対し今回の資料による土地取得費は、アサノポールの土地と公共事業代替用地五件計六件で八億三千九百十二万九百六十七円であり、この差六百十二万六千九百十五円はどのように措置さ

れたのか。未払金なのか。その原因、地積、所有物件移転登記、利息等はどのようにされたのか。

助役 ご指摘の差額六百十二万六千九百十五円は、アサノポールの土地買収代金の未払金である。昭和五十三年七月五日の契約時に土地の台帳面積で払い、後日実測して縄延びがあればその残金を支払う約束がなされていた。五十三年十一月に実測した結果相当の縄延びがあり、九千百十二万六千九百十五円追加払いすることになった。



整地なったアサノポール跡地

この金額のうち六千五百円を五十四年二月二十四日に払い、二十万を五十四年三月三十一日に払い、残金六百十二万六千九百十五円は五十四年度の会計で支払うことになった。急に公社の理事会を開いて補正予

算を組まなければならない。当初予算に計上しておくべきであり今後十分注意したい。

質問 アサノポール跡地の二万二千五百五十四平方メートルの整地等の工事契約は競争入札か、随意契約か。整地施工方法、工期などについて聞きたい。

管財課長 随意契約である。全面積にわたり三十センチメートルの覆土をし、水路が通っている所はカルバート（四角のコンクリート製の管）を使い上を覆土し全面積が使用できるようにする。工期は五十四年四月から五十四年十月三十一日までとした。

質問 五十三年度の当初予算の事業費工事費は約二十一億六千五百万円、後に約十億二千万円減額補正された。これは仮称八小用地の国有農地買収申請手続で国の許可がおりないことと、熊川中央地区の学供用地の地主の協力が得られなかったこと、本町東部学供用地の一部事業の取得のずれなど三つの原因とされているが、仮称八小用地の申請手続、学供用地の地主との折衝はどうなのか。また他に確保可能な土地があるのか。

管財課長 仮称八小用地は約九〇％が国有農地で、地主と耕作者とで交渉中だが権利割合等の折合がつかず難行しているため手続等が遅れている。熊川中央学供用地は第二小学校の隣のプールの敷地を計画中である。



くみ取り式三年経過は 有料も考えられる

質問 下水道が完備して供用開始した地区は三年以内に水洗化をするようになってきているが、三年を経過してもくみ取り式の尿処理は無料なのか。

建設部長 くみ取り式は告示後三年経過した地区については有料にするということも今後の下水道事業の取り組みの中において考えていかなければならないと思う。都の見解とか他市町の執行、運営状況等を研究して、早期に対応策がたてられるよう努力していきたい。

納められなかった保険料
社協で納額の半分貸付
質問 国民年金に加入してい

る人は二千七百万人を越え、六十五才以上のお年寄り十人のうち八人は国民年金を受けている。保険料を納め忘れて二年間過ぎると年金が受けられなくなるが、来年六月三十日までに過去の保険料を納めると年金権が復活する特別納付制度が現在実施されている。

しかし、その保険料を来年六月三十日までに分割とはいえ納めるのはたいへんである。この現状を理解し融資に踏み切った市もある。幸い八月一日から社会福祉協議会が窓口となり、国が納付額の二分の一を融資することになったが、この制度を知らない人が多い。また、わずかの不足分や利子補給などにより救われる人が、まだいると思うが、市はどのように考えているのか。

福祉部長 市では利子補給や貸し付けは考えていない。年金の保険料の未納入者に対し常に文書で年金請求権の時効についてその旨注意や催促しているが、二割程度しか返事がない。特別納付対象の貸し付けより、国民年金の特別納付や年金そのものについてのPRに努めた。また、国が所得の少ない人を対象に世帯更生資金の貸し付けを始めたのでその利用のPRにも努めたい。

生活資金利用の理由

本人、家族の病気、出産など

質問 生活資金貸付事業は、低所得者世帯の不事の出費等困っている者に資金を貸付け、自立更生の助長をするというものである。

そこで貸付けの規定、貸付状況、回収状況はどのようになっているのか聞きたい。また資金は、市から出ているので、市の方でも減額規定とか免除規定を検討すべきと思うがどうか。

福祉部長 昭和五十年から市が、社会福祉協議会に業務委託して実施している資金の貸付けは、社会福祉協議会生活資金貸

付規定に基づき実施している。規定の改定や資金の不足等事前に市と協議し、貸付状況報告、資金現在高調書を市長に提出することになっている。委託契約は、年度ごとである。五十三年度までの貸付件数百六十三件、貸付金八百六十万円、回収状況は完済が九十二件、三月末の貸し付中のものが七十一件、このうち納期が来ても返し来ないものが四十件ある。利用者の理由としては、本人または家族の病気が約五十件。その他、失業、出産などとなっている。

発足当時は免除規定はなかったが、現在はある。しかし、免除した件数は一件もない。市から公金が出ていのであるから今後十分監督していく。

議会はいつから始まるのですか？



パイプ

議会への関心が高まりつつあるためでしょうか。最近、このような問い合わせがふえてきました。すでに招集日が決まっているときはよいのですが、それ以前のときは答えに大へんこまります。なぜかという、議会を招集する権限は議会や議長にあるのではなく、市長にあるため、告示(招集日の7日前までに市長が行う。)がなされるまで、議会でもはっきりした日はわからないのです。

定例会は、条例によって、3月、6月、9月、12月に必ず招集されます。また、緊急に議会で決めてもらう案件があるときは、臨時会が開かれます。

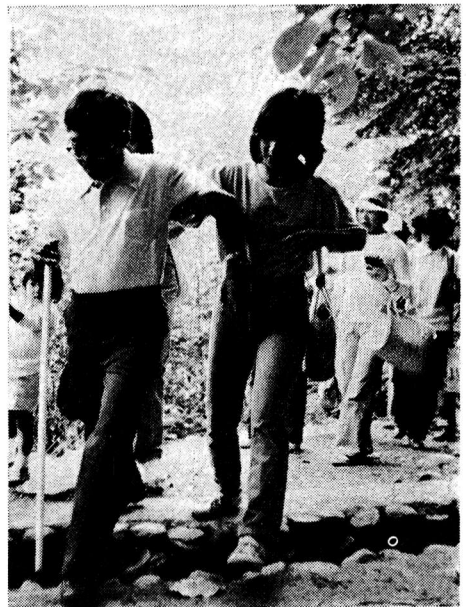
議会の傍聴を希望される方は、3月、6月、9月、12月の初旬にお問い合わせください。☎51-1511 議会事務局まで。

ボランティア保険

加入すべく手続中

質問 福生市は都のボランティア活動の指定区域で、今後ますます活動が活発になっていくことと思う。奉仕活動中、自分がけがをしたり、奉仕者が相手にけがを負わせてしまうという事故が全国的に目立っている。

五十二年四月には、障害保険と賠償責任保険を組み合わせたボランティア保険というものが作られ、年間保険料も一人当たり二百円で、奉仕者はだれでも加入できるそうである。当市ではボランティア活動に参加される方に保障がなされているのか。



ボランティアの善意でハイキングを楽しむ身障者

市長 多数の方にボランティア活動に参加していただき、ありがたくお礼申しあげます。拡充すべき福祉の問題については、ボランティアの方にますますお願いしなければならぬわけで、保険については当然のことであるので、加入すべく手続中である。

福祉部長 保険の内容はボランティア本人と相手と分かれていて、さらにボランティア本人は、死亡保険と後遺障害保険、医療保険に分かれている。相手方は対人と対物とになっている。社会福祉法人の全国社会福祉協議会がやっているもので、ボランティアの組織、人数等もほぼ確認したので手続中である。

身障者用住宅

今回は見送り

質問 当市には約四百名の身体障害者の方がおり、五十一年の心身障害者の実態調査によると住宅に一番困っているという結果がでている。福祉施策をお一層充実させる足がかりとして、市営住宅建てかえに伴い身障者住宅の建設を考えているのか。

市長 今度の市営住宅建てかえに組み込むことは困難です。

助役 身体障害者向け住宅には、聴覚、視覚障害者向け住宅と肢体不自由者向け住宅の三種がある。前者は構造がたいへんむずかしくこの種の住宅は都でも造られていない。肢体不自由者のうち車いす使用者は市内に約三十名いるが、市営住宅には第一種住宅と第二種住宅があり、前者は四大家族で年収二百六十三万一千九百九十九円以下、後者は年収二百四万九千九百九十九円以下という条件があり、今回の建てかえは第一種住宅であるので、車いす使用者のうち何人が入ることが可能か問題が残る。

また障害者住宅は車いすのための坪数をふやさなければなら

ず、それも不可能である。
市営住宅の建てかえは初めてであり、現在の木造市営住宅入居者の方々に入っていただくために木造住宅を空けて建てかえていきたいので、福祉住宅建設は今回は見送らざるを得ない。

児童館は建設せず

地域会館でカバー

質問 子供たちに多くの自然を享受させ、自然科学を探究さ



オーイ、野球をやろうよ

せるため、都下二十六市の中でも何市かが高原に土地を求め、大自然の中で親子の対話の場づくりを試みているようだ。

でも四十八年に奥多摩青少年自然の村の基本計画を出し、その建設促進を望む請願も出されている。市長は都で計画された青少年自然の村についてどう考えているのか。

また今年には国際児童年であり多くの記念行事が行われている。施設整備の中でも児童館建設は当市においても基本計画の

中にあるので、国際児童年を契機として建設する考えはないか。

市長 地域会館に児童館の機能を併設するようにして、これを利用してもらいたい。都で計画している青少年自然の村は、都財政の逼迫から困難であると思われるが、当市にはそういう施設がないので実現に向け強く運動していく。
福祉部長 市では地域会館を

文化、情操教育で

健全な青少年に

質問 福生市の子供に対する生活環境はどのようになっているのか、次の三点について聞きたい。

①今年には国際児童年であり、児童の社会的地位の向上を期待するものである。国連の児童権利宣言から二十年目を迎えた今年、さらに、権利宣言の遂行と促進を図り、この児童年が効力あるものとなるため、国や地方自治体は適切な行動を求められている。これに対し、当市ではどのような施策を考えているのか。

②市内に約二十五箇所の公園

「各小学校区に一つ」を目指し造っている。内容的には、国が示している児童館の三つのモデルのうち、その他の児童館にあてはまると思う。地域会館を児童館的に内容の整備をしていきたい。



があるが、子供達に聞いてみると野球のできる広場が欲しい。思いっきり走れる空地が欲しいと言いい、現在の公園は子供達にとってあまり人気がない。子供達の声を特に聞き、利用しやすい公園に改善を図り、子供達の憩いの場にすべきではないか。

③放課後、ゲームセンターで遊ぶ児童、生徒の姿をよくみかける。青少年に大きな影響を及ぼすこのゲームセンターに対し市としてどのような取り組みをしているのか。

教育長 ①市としての国際児童年の記念行事は、八月にこども芸術劇場というタイトルで、市内小中学生を対象に市民会館で演劇観賞を実施した。特に児童年ということではないが、子供の幸せになる権利という意味

からも各種事業を計画し、実施した。植物観察、昆虫観察、わんぱく教室、探検教室、サバイバル教室等毎年が国際児童年であるという認識のもとに健全育成に努力していく。

②現在の市の公園は、児童向けには児童遊園、低学年向けには児童公園、その他運動ができるような野球場とか区分して対応している。
③福生市にはゲームセンターが三箇所ある。インペーダーゲームも最近はいぶ下火になってきている。この問題は青少年問題協議会でも検討協議をして、市民運動として非行防止をしていき、市の広報、青少年協だより等を各家庭に配布し注意を呼びかけている。また業者には、商工会を通じて自主規制を守ってもらうようお願いしてある。

団地での窓口開設

能力、財政両面でムリ

質問 福生市にある三つの大きな団地は、いずれも市の端にあり、市役所からも大分離れている。団地住民は非常に不便を感じている。そこで、団地における窓口業務の委託について実施する考えがあるか聞きたい。
市民部長 窓口業務の委託を

以前検討したことがあるが、非常にむずかしい。委託の場合、事務能力が限られてしまい、戸籍の謄抄本と住民票ぐらいいし出せず、印鑑証明などは出せない。また財政面で職員が増員など問題があり、現状のままではないかと考えている。

米軍機の市上空飛行

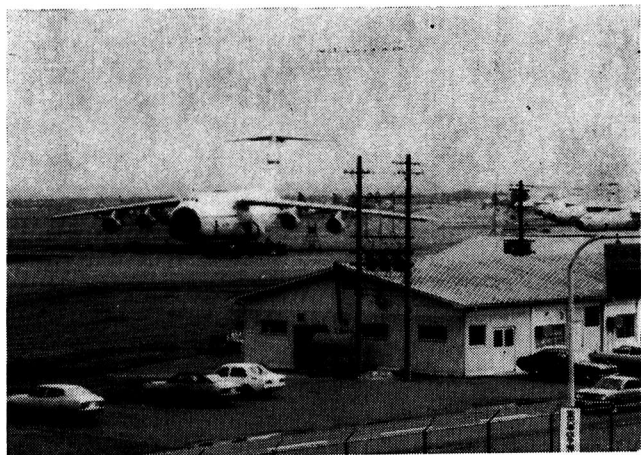
コースの実態は不明

質問 横田基地の米空軍機が市内上空を飛行することによる

騒音はもちろんのこと、しばしば行われるパイロットの訓練飛行は非常に危険が伴い、市民の生活にとつては重大な問題である。横田基地の飛行機事故も過去をみると数件あり、幸いにして市内に落下したという事実はないが可能性は大である。そこで聞きたい。

①市内上空の旋回訓練における飛行コースはどこなのか。夜間飛行特に八時以降の回数と飛行時間、そして高度は。

②市内上空旋回訓練飛行のとき基地から市へ承認を求めるのか、あるいは通告がなされるのか。通告文が交わされるとすればその内容を聞きたい。



③事故等の対応策として基地関係や防衛庁、関係自治体等で対策会議が行われたと聞くが、直接上空を飛んでいる当市に対する横田基地の対応策の考え、また市の考えを聞きたい。さつき園にある騒音測定器の使用状

況も知りたい。

企画財政部長 ①市と米軍との間に直接の交渉がないので飛行コースの実態はわからない。

飛行回数だが市の調査によると、五十三年五月から翌年の三月まで延べ一千五十八機、一日二十機程度。夜間の飛行は七時から十時まで五機程度。高度はわからない。

②訓練飛行のとき市への通告はない。昭和三十九年に日米親善委員会で決められた事項がありこの内容は、市街地を避ける、低空で飛んではいけない、エンジンテストは夜間は控えるなどを取り決めた協定である。

告示後の新住宅

防音補助は難問

質問 国は八月三十一日に騒音線引きの告示を行った。市もこれに先立ち七項目の要望書を出しているが、この実現のため今後どのような運動を進めているのか。

また告示の時点で現に家屋がある場合しか防音工事の補助対象にならないと言われているが、この問題を国にどう働きかけていくのか。

市長 八十五W E C P N L以

市民部長 ③現在基地関係や

関係の自治体と協定案の審議中である。これは事故発生時の通信体制の確立、被害者の救護の優先、統一的な情報の指令、活動費用の弁償等協議されている。市としては連絡調整はできている。緊急時には必ず対応できると考えている。さつき園の騒音測定器は、移動式として自動車騒音測定に使う。飛行機の騒音測定はリサイクルセンターに新たに設置中である。



下の数値で告示するよう折衝したが、一応八十五で告示しなければ低くできないということである。そして、九月いっぱいには、八十で告示されるだろうということである。

全戸防音や維持費の国費負担などについても、他の該当市町村とともに強く要望していきたい。しかし、告示後に建てられた住宅に対する防音工事の補助は、法律による規制がある。また、防衛施設庁や運輸省は、予知される危険区域にわざわざ接近して住もうとする方を補助対象にする必要はないのではないかと。また騒音の大きい地域であ

ることを知らせてあるのに建築する以上は自分で防音対策をしてもいいのではないかとという見解をもっているのでは、むずかしい問題であると思う。

公共施設への足

循環バスはできない

質問 福生市の地形は南北に細長く、市役所はほぼ中央に位置し、市民会館、体育館、保健所等、市の公共施設が点在している。これら施設は、文化の向上、健康管理に市民には不可欠のものである。市民がいつでも気軽に利用できるような足の確保が必要だと思ふ。そこで、これら施設を回る市内循環バスを走らせる考えはあるか。

市長 営業の循環バスを走らせるとなると福生市の人口からして採算がとれず無理と思われる。しかし、折衝はしてもよいと思う。市営バスは財政事情からいってもできない。

多摩川の治水

堤防築堤に遅れ

質問 市の基本構想にあるように健康で文化的な生活を営むうえにどうしても解決しなければ

ばならない問題がある。当市の防災計画の一筋に崖崩れ浸水等の事故を未然に防ぐため、常時危険箇所の見と点検に努めるとある。そこで次のことを聞きたい。

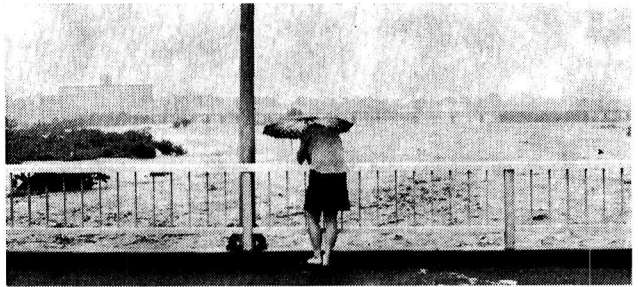
①北田園、南田園地域の治水対策は十分であるか。

②河川敷から発生する煙害に對しどのように考えているか。

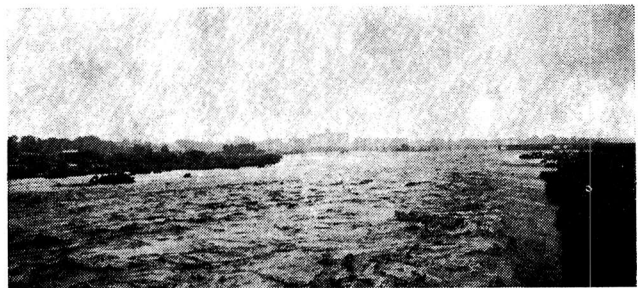
③国、秋川市、福生市で構成している河川敷不法占拠対策連絡会の現況。都市計画図では新堤が完成していない内側も住宅専用地域だと表示している。この土地所有者から建築申請が出されたらどう対処するのか、また固定資産税はどうか。

建設部長 ①昭和四十年代から堤防の築堤は車道整備を含めて進めており、一部問題の箇所は建設省へ陳情を重ねている。ご承知のとおりゴミを消却している一帯を排除しないと、築堤が進まないものであり、大きな問題に直面している。一日も早く安全確保のため完成するよう努力を重ねていく。

市民部長 ②多摩河原の煙害に對するこれまでの経過措置は、東京都の公害防止条例に基づく煤煙の規制がありこれにより行政指導を行ったが、まず問題は行政区域が秋川市であるため直接福生市が勧告、警告がで



永田橋から福生団地を望む



昭和49年9月狛江市での堤防決壊時、福生市の多摩川は・・・

きない。しかし当市は再三にわたり秋川市と秋川消防署に對し排除方の要請をしている。当市としても市民が安心して生活できるように鋭意努力していく。

建設部長 ③対策連絡会は現在まで九回実施している。河川敷の総括的ないろいろな問題もあるが、終局的には次の点に絞って進めている。移転には住居の問題もありその方は都営住宅を三戸確保してある。ただ仕事の方がはかへ行っても同じような煙害が生じるわけで、なんとか仕事を變えるには関係者の生

活権があり、当然出てくるのが補償問題である。建設省でも補償基準に基づく補償は考えているようだ。いずれにしても相方の立場、条件があり時間を要する問題であるが、できるだけ早く解決に向って進展するよう努力する。

議会を傍聴

しましよ

次の定例会は

12月です

五小の信号設置OK

通路路は万全を期す

質問 学校通路路は、学校を建設する時点で計画的な安全対策が十分検討されていなければならぬ。次のことを聞きたい。市内の通路路の安全確保は十分であるか。第七小学校の牛浜下交差点の歩行者用信号機と、第五小学校の通路路信号機設置はどのようにしているのか。

教育長 児童生徒の登下校は、関係者の協力を得て交通安全に最善の努力をしている。通路路の安全確保はまだ十分とはいえないが逐次整備がなされて

青年の広場づくり

行政の大きな課題

質問 緑豊かな自然環境の中で生活したい。これは市民のだけれども望むところであろう。緑を保存しながら住みよいまちづくりを進めていくのは行政にとって大きな課題である。そこで

①当市内で働いている多くの

いる。今後も安全教育の指導をPTA等の協力により行い、事故防止に万全を期していく。建設予定の新設校についても、安全対策について関係者と十分に協議を重ね開校できるよう努力する。第七小の交差点の歩行者用信号機は現在予定に入っていないが、近日中に警察署から都の公安委員会へ上申するよう申し入れする。第五小は南側の交差点の所と校舎の裏側の交差点の二箇所を設置が決定され、近々着工することになっている。



青年は中小企業に従事している。大会社と違って厚生施設が十分とはいえない。青年に働く喜びを与え、青春の思い出となる野外レクリエーション広場をつくる考えはあるか。

②福東町会地域に広大な国有地がある。その場所に適当な所を国から借り受け、市民の森として森林公園をつくる考えはあるか。

③スポーツ施設の用地確保だが、基地の南に西武不動産の所

こまったわ……



有する土地で、スポーツ施設用地として格好な場所がまだ国に買収されていない。いずれ買収されると思うが、その前にこの用地を市で取得する考えはあるか。

建設部長 ①土地は行政サイドで提供し、公園は青年自ら築き運用する。この方法は多角的に公園の行政効果が上がり各地で取り上げつつある。市でも今後この線で広場の形成の中に取り入れ、計画を進めていきたい。

②森林公園も①と同じような考え方になる。ご指摘いただいた趣旨に沿って努力を重ねてい

く。

③市の基本的な考え方と財政的な影響も考えて、防衛施設庁で買収した後無償で借り、市民の利用に供するという事で取り組んで来ている。ご指摘の土地だが財政負担の問題もあり十分検討し、今後議会にも相談しながらこの周辺の土地利用、施設整備等進めていきたい。

石油問題が生じれば

対策本部を設け対応

質問 石油を契機としてエネルギー問題が国民

の大きな関心になり、石油や関連製品が値上がりをはじめ、物不足のとき、市では市民生活安定対策本部や消費者対策の係を設けていたが、昨年四月の部制施行により他に吸収されてしまった。消費者保護対策をどう考えているのか。

市民部長 価格の抑制やその他の処置が市としてとれないので、国や

戦後強制抑留者の補償実現に関する意見書

昭和20年8月15日、太平洋戦争終結に際し、武装解除を受けた後、ひとりソ連軍の支配下に移った将兵同胞のみは、「賠償にかわる意味をもつ労務の提供者」としてソ連領内に拉致され、辺境の地で故国と異なる気候風土と劣悪な衣食住のもとで言語に絶する過酷な重労働を強いられ、多くの犠牲者を出し、又数年間にわたる流刑囚のごとき生活に耐えぬいた者は、辛じて本国に生還してきたのであります。

わが国新憲法が公布され、すべての国民に対し、基本的人権を保障し、苦役からの解放を宣言したのであるが、戦後33年を経過し、今やわが国は世界的な経済大国の地位になった今日、政府はこれら抑留者とその遺族に対し、過ぐる日の忍従の労苦に対し、公平に評価し、速やかに次の事項を実現されるよう強く要望するものであります。

記

1. ソ連抑留者とその遺族に対して、強制労働に相応する賃金補償をすること。
2. ソ連抑留者とその遺族に対して、精神的被害についての慰謝料を支給すること。
3. 抑留期間中の犠牲大なるにかんがみ、恩給法上の抑留加算を2年以上と改正すること。
4. 現地墓参、遺骨送還を早期に実現すること。

都を通じて業界を指導してもらう以外手はない。

機構改革により係を統合したが、内容的には減退していない。五十年のオイルショックのときは、緊急対策本部を設け対応したが、問題が生じれば本部などを設け、対応していく構えである。

家庭内職のあっせん

事業団形式が望ましい

質問 多くの人が家庭内において内職しているが、単価も低く、仕事量も安定していない。あっせんのための窓口を設けたり、事業団形式のようなものを設けるなどの対策が必要ではないか。

市長 家庭内職は、家庭に居られるので子女の教育もでき、大変いいことだと思っている。市の力は非常に弱いが、できる

だけお手伝いさせてもらうような方向で取り組みたい。

市民部長 事業団的なものができれば好ましい。内職のあっせんとして立川市に東京都立川家庭授産場がある。ここは出かけて行って内職をするのだが、現在福生にはこれを利用した別の組織がある。五、六人程度の内職希望者があつた場合、材料を置きに来てまたその製品を持っていくというような取り扱いをしている。市でも一般市民に知らせ、条件にあう希望者があればあっせんあるいは紹介ということもできると考えている。



大型臨時会終る

第3回臨時会（7月10～20日）

東京都では、鈴木知事による昭和54年度の補正予算が、6月に開かれた第2回定例都議会で決まりました。

市でも都支出金などで行う事業のための補正予算を審議するため、臨時会を7月10日に招集しました。臨時会としてはめざらしく11日間という長い会期を持った会議でした。

東京都は、当初予算では都知事選挙を控えていたため、人件費など必要経費だけで組んだ骨格予算で出発しました。

四月八日の選挙で新知事が決まり、その政策に沿った肉付けともいべき予算編成作業が行われていました。その中には都下の市町村への支出金があったため、市ではこの金額が決まるまで、これによる事業を行うことができませんでした。

今度の臨時会では都支出金による市営住宅の建設（四千四百二十四万六千円）や、食糧備蓄庫の新築などの建設工事が決まりました。

また歳入としても私立幼稚園等の園児保護者の負担を減らす

ための事業や、保育所運営費に都支出金が入ることも決まりました。

その他の主な補正としては、第二小学校のプール改良や第三小学校の防音機能復旧事業、第二中学校の屋内運動場増築及び講堂の防音対策事業が決まりました。

質疑

問 母子家庭休養ホーム利用補助金は八十世帯に三千円程度だが、この所在地、利用料金などを聞きたい。

答 利用対象者は母と二十歳未満の子供で、原則として一世帯、年一回一泊二日で利用料は

無料、所在地は、千葉県、茨城県、箱根の強羅、近くでは奥多摩の鳩の巣荘がある。

問 熊川武蔵野広場は防衛施設庁から何年間借りられるのか。

答 基地周辺の民生安定を含め防衛施設庁と交渉しているが、年数ははっきりしていない。基地の利用上支障があった時点で返還することになっており、事情変更がなければ、市の利用は続くと思われる。

問 幼稚園の類似幼児施設は市内に何箇所あり、今まで監査対象となつたか。

答 市内に一箇所あり、補助金を出しているので、監査対象となるが、監査した例はない。

請願陳情

● 採 択 ●

◇請願第一号 戦後強制抑留者補償に関する請願書

秋川市野辺四二四

滝島作次郎氏

—昭54・9・11提出—

◇請願第二号 鍋ヶ谷戸地区への児童公園設置に関する請願書

熊川五九二

吉田敏男氏 他六九八人

—昭54・9・11提出—

◇陳情第三号 福生市都市計画による用途地域の指定変更に関する陳情書

福生九四七

浜名英男氏 他一三〇人

—昭54・7・20提出—

● 継 続 ●

◇請願第三号 健康センター送迎バス実現に関する請願書

加美平四一—一五—一〇七

西川菊枝氏 他六二六人

—昭54・9・11提出—

◇請願第四号 韓国の自主的平和統一に関する請願書

福生五五四

申 台彦氏

—昭54・9・11提出—



慎重さを欠いた

財源措置である

＜反対＞

歳出においては、市営住宅建てかえ費、私立幼稚園児保護者負担経減補助金など賛成できる部分もあるが、全体的にみると議員初め市長等の報酬・給与などの引き上げのための財源措置や、予算計上に当たって慎重さを欠いたと思われる「市の歌」作成のための予算も含まれている。

一方歳入においても、市税の増収による約1億4,200万円の補正財源が計上されたことは評価できるが、その反面、当初予算で繰り入れた1億円の基金を早々と繰り戻してしまうなど市民のために有効な活用を図ろうとしていない。これらの点を指摘し本補正予算に反対する。

討 論

一般会計補正予算について次のような討論が行われました。



高く評価できる

行政水準維持の努力

＜賛成＞

歳入においては、市民税の課税増収による補正、国都支出金については市営住宅の建設、福祉の関連予算の復活に伴う補正等現時点における補正財源を適確に把握し計上されている。特に都市整備基金の繰り戻しは、予算編成時の都予算の影響や財政計画の原則からみて適切な処置であると考えられる。

また歳出においては、いわゆる足切り予算で十分の復活がなかったが、市の単独財源によって補正し、従来の行政水準を損なわないよう計上されたことは高く評価される。今後とも健全な財政運営が行われることを強く希望し本補正予算に賛成する。